

別表1の1

評議員決議事項及び決議要件一覧

内容		根拠 (社会福祉法・定款等)	議決数	
			過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	法第四十五条の三十六第一項 定款第一〇条の(5) 定款第一三条第2項の(2)		○ (法45条9第7項の3)
	法人の解散	法第四十六条第一項第一号		○ (法45条9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	法第五十二条 法第五十四条の二		○ (法45条9第7項の5)
	新設合併の承認	法第五十四条の八		○ (法45条9第7項の5)
	臨機の措置、公益事業及び収益事業の運営に関する事項	【租税特別措置法対応定款の場合】		
役員 の 解 任 ・ 選 任 等 (報酬 基 準 含)	理事及び監事の選任	法第四十三条第一項 定款第一〇条の(1)	○	
	監事の解任	法第四十五条の四第一項 定款第一〇条の(1) 定款第一三条第2項の(2)		○ (法45条9第7項の1)
	理事の解任	法第四十五条の四第一項 定款第一〇条の(1)	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の承認	法第四十五条の三十五第二項 定款第一〇条の(3)	○	
	理事の報酬等の額	法第四十五条の十六第四項準用 一般法人法第八十九条 定款第一〇条の(2)	○	
	監事の報酬等の額	法第四十五条の十八第三項準用 一般法人法第一百五 定款第一〇条の(2)	○	
財務 に 関 す る 事	各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、財産目録の承認	法第四十五条の三十第二項 定款第一〇条の(4)	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	【租税特別措置法対応定款の場合】	【 ○ 】	
	基本財産の処分(担保提供を含む)	定款第一〇条の(7) 定款第二九条	○	
	残余財産の処分	定款第一〇条の(6)	○	
そ の	社会福祉充実計画の承認	法第五十五条の二第七項 定款第一〇条の(8)	○	
	役員等の責任の免除(すべての免除)	法第四十五条の二十第四項準用 一般法人法第一百十二条	×	×
	役員等の責任の免除(一部の免除)	法第四十五条の二十第四項準用 一般法人法第一百三		○ (法45条9第7項の2)
他	その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○		

総評議員の同意による